

入港前手続様式(その1)

記載例(外航)

[港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式]

- ∟ 危険物荷役許可申請
- ∟ 係留施設使用許可申請
- ∟ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報
- ∟ 停泊場所指定願
- ∟ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
- ∟ 移動許可申請

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請にあたっては、この様式を用いることができる。

京浜 港長殿
 横浜市長 港湾管理者殿
 関東 地方運輸局長殿
 横浜海上保安 部長殿

船長氏名 国土 太郎
 申請者名 (株) 船舶代理サービス
 申請者住所 横浜市中区港町1-1
 担当者名・連絡先 交通 次郎

[外航・内航]

船舶基本情報	船名 国土交通丸		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号) IMO 1 2 3 4 5 6 7 / 1 2 3 4 5 6	
	船種 [貨物船・ <u>コンテナ船</u> ・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他]		/ [汽船・ <u>機船</u> ・機帆船・その他]	
	国籍 日本		船籍港 横浜港	
	総トン数 50,000	国際総トン数 50,000	重量トン数 58,000	全長 280.0m
連絡方法 呼出符号(信号符号) A B C D 1	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法 - -			
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号 (名前) 国交 三郎 (住所) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 (電話番号又はFAX番号) 03 - -			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること) (名前) (株) 海運 (住所) 横浜市中区 通 - (電話番号又はFAX番号) 045 -			
	代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号 (名前) (株) 船舶代理サービス (住所) 横浜市中区港町1-1 (電話番号又はFAX番号) 045 - -			
	入港予定港名 横浜港		入港予定日時 11月21日 9時15分	
	停泊目的 荷役のため	希望びょう泊場所 Y - びょう地	びょう泊予定期間 11月21日 9時15分から 11月21日 12時30分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所 A岸壁		(コード) yokoha21A	
着岸(予定)日時 11月21日 13時 0分		離岸(予定)日時 11月21日 19時 0分		
移動前停泊場所 Y - びょう地		移動後停泊場所 N - びょう地		
移動理由 荷役のため		移動予定日時 11月21日 10時15分	移動後停泊予定期間 11月21日 10時30分から 11月21日 12時30分まで	
運航区分 [<u>入港</u> ・移動]	着岸舷側 [<u>左舷</u> ・右舷]	(被)接舷船名 よこはま丸	最大喫水(入港から出港まで) 12.5(m)	
航路名 北米航路		[優先指定・定期・ <u>不定期</u>]		
仕出港 ヘッドランド港	前港 釜山港	次港 苫小牧港	仕向港 ロサンゼルス港	
特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) [<u>東京湾</u> ・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡] (予定日時) 11月21日 8時30分				

船名 国土交通丸		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号) IMO1234567 / 123456	
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量
	入港予定港 (種類) コンテナ (シンガポール港)	(数量) 個	(種類) バラ荷 スチールコイル (数量) 2000 トン
その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)	コンテナ (ヘッドランド港)	個	
危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時	別紙参照	
出港時			
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号 (株) 港運 045 - -		
	危険物荷役期間 11月 21日 14時 0分から 11月 21日 18時 0分まで		
保障契約情報	保障契約締結の有無 [(有) ・ 無]	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合) KT - 050001	
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	保険者等の氏名又は名称	ABC保険株式会社
		保障契約の証書の番号	ABC - 1111111
		保障契約の有効期間	2005/2/20 ~ 2006/2/20
		燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	[(なっている) ・ なっていない]
保障限度額	10億ドル		
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 [(有) ・ 無]			
備考			

入港前手続様式(その2)

船名 国土交通丸		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号) IMO 1 2 3 4 5 6 7 / 1 2 3 4 5 6	
船舶警報通報装置の有無 〔有・無・故障〕	船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標 レベル1	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 11月20日 8時 0分 (位置) 北緯 度 分 東経 度 分	
船舶保安証書の番号及び発給機関 (番号) 1 2 3 4 5 6 7 (発給機関) 関東運輸局	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) 運輸 五郎 (連絡先) 090-	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) 建設 六郎 (職名) 航海長	
当分の間内航か 〔はい・いいえ〕			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻			
(予定港) 苫小牧港		(係留施設名) A岸壁	
(時刻) 11月23日 9時 15分			
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻			
(入域位置) 〔東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡〕		(入域位置) 〔東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡〕	
(時刻) 11月21日 21時 0分		(時刻) 月 日 時 分	
(入域位置) 〔東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡〕		(入域位置) 〔東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡〕	
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
大韓民国	釜山港	2005年 11月 17日	2005年 11月 18日
中華人民共和国	上海港	2005年 11月 13日	2005年 11月 14日
日本	神戸港	2005年 11月 9日	2005年 11月 10日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

船舶保安情報

経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	経由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	経由港乗船本邦下船旅客の有無
レベル1	【有・無】(内容) 船舶の出入り場所を一箇所に制限	【下船旅客の有・無】
レベル1	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
レベル1	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
	【有・無】(内容)	【下船旅客の有・無】
航行速力 20.0KT	航海中の異変等 1. 航行中の船内において、不審者を発見 2. 船内の監視装置が故障 等	

- 注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 注2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。
- 注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。
- 注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸する危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。
- 注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。
- 注13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。